

〔平成 24 年 4 月 1 日〕商品取引事故の確認申請等に関する規則 一部改正

《135 ページ》

新	旧
<p>(確認申請の取扱い)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、平成24年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(確認申請の取扱い)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 会員は、確認申請書を提出しようとするときは、1 件につき 10,000 円の手数料を本会に納めなければならない。</u></p>